

会派行政視察所見

議員名【 大 倉 裕 一 】

◆視 察 日：平成30年2月13日（火）

◆視 察 先：国土交通省住宅局

◆調査項目：空き家対策について

空き家対策について、国土交通省住宅局の担当者から現状と最新の法律等、ご教授いただいた。

総務省の住宅土地統計調査によると、空き家の総数は、この20年間で448万戸から820万戸と1.8倍に増加していること。

空き家の種類別内訳では、賃貸用又は、売却用の住宅（460万戸）等を除いた、その他の住宅（318万戸）がこの20年で2.1倍に増加していること。その他の住宅（318万戸）のうち、一戸建て（木造）（220万戸）が最も多いこと。

このような状況の中で、空き家等対策推進に関する特別措置法が制定され、平成26年10月現在、401の自治体が空き家条例の制定をしている。

市町村には、国の基本指針に即した空き家等対立入調査と空き家等の所有者等を把握するために、固定資産税情報の内部利用が可能となっていること等を再認識した。

本市では、空き家を活用して観光交流施設に活用することよりも、空き家を除去する事業の方がより多く活用されており、国全体予算案では27億円とされているが、本市の事業利用の状況から、引き続きの予算化を継続していただくことを求めた。

除却による固定資産税との関係について八代市では、300万円程度の増収に留まっているものの、地域の安全に視点を置くと、本法律や補助事業の必要性を再認識する。

◆視 察 日：平成30年2月13日（火）

◆視 察 先：国土交通省港湾局

◆調査項目：クルーズ観光促進のための八代港の整備について

クルーズ観光促進のための八代港の整備についてと題し、国土交通省港湾局の担当者から説明を伺った。

クルーズ船観光客の現状と今後の展望や目標、クルーズ船の寄港の現状、八代港の整備と分担を説明いただいた。

クルーズ観光客のマナーの悪さ、寄港地には滞在せず、観光地に移動し、港の所在地にはお金が落ちていない状況は国も把握されていた。

なかでも、今後クルーズ観光客500万人を目標としているとされているものの、その背景や根拠となるものが見えなかったことから、目標は大丈夫なのかと質問した。

回答は、世界の船会社が大型クルーズ船造船を10隻以上発注している情報がある。今後もクルーズ観光客は増加して行くことは間違いない。と説明いただき、納得することができた。

また、クルーズ観光客のマナーアップのお願いをした。

さらに、国際港湾でありながら、耐震岸壁が整備されていないことは、稀であるとの説明には、地元選出の国会議員には地方と連携を図り、地域経済の浮揚にもっとがんばっていただきたいと思ってしまった。

港湾の整備とクルーズ観光客の話しを市に尋ねてもなかなか、回答が得られないが、今回の説明は情報として非常に有効な情報を入手することができた視察であった。

◆視 察 日：平成30年2月14日（水）

◆視 察 先：国土交通省港湾局

◆調査項目：ゴミ屋敷対策について

足立区のゴミ屋敷対策を視察した。

行政代執行かと思いきや、取り組みを進めていく中で、ごみを溜める人は、家庭内だったり、個人的に病気を抱えていたり、貧困であったりと、ゴミ屋敷となった根本となる原因がある。そこを究明して改善しなければ、この問題は解決しないと悟られたそうである。

ゴミ屋敷対策課が福祉部門まで踏み込むことに行政内部でも反発があったが、その職員は理解を求め押しきったそうである。

結果は、行政代執行はゼロ！ゴミ処理費用は全て所有者の不動産を売却して、余ったお金は生活改善に結びつける資金に指導している。

その職員が、私たちに、訴えた。

私の部下には言う。

区役所に何のために入ったんか？

何のために公務員を目指したんか？

公務員になったんか？ど。

それは、市民のために働きたい。お役に立ちたいとの志からでしょ！と

その気持ちがあるなら、なんでもできる。と結ばれた。

私は、心うたれた。

そして、八代の職員に聞かせてやりたいと！

改革・市民の会及び無所属 未来八代合同会派 行政視察所見

委員名【 野崎 伸也 】

◆視 察 日：平成30年2月13日（火）

◆視 察 先：国会議事堂・衆議院議員会館

◆調査項目：①衆議院調査局ヒアリング 「地方創生と今国会提出法案について」

・総務調査室主席調査員 中村 清 様

・地方創生に関する特別調査室 山岸広史 様

②国交省ヒアリング 「空き家対策支援事業」

・国土交通省住宅局 藤井 様

「クルーズ観光促進のための八代港の整備について」

・国土交通省港湾局 木村 様

③衆議院予算委員会・本会議傍聴

④立憲民主党代表 枝野幸男氏

衆議院議員 矢上雅義氏へ 要望書提出

【地方創生と今国会提出法案について】

◆人口動向

- ①我が国の人口の推移と長期的な見通し 2060年の総人口は約9,300万人まで減少の見通し
- ②出生率・出生数の推移 1970年代半ばから減少傾向 H28の出生数が100万人割れ
- ③H28出生率の地域差 熊本県1.66で6位、人口置換水準2.07以上の団体は16/1741
- ④全国の18歳以上（男女別）の将来推計 2017：約120万人 → 2040：約88万人
- ⑤地方における若者の減少動向 2000～2015年で15～29歳の人口は532万人減

◆東京一極集中の現状

- ①東京への転入超過 東日本大震災後、東京への転入超過減少したが、その後拡大
- ②東京圏への転入超過数 転入の大半は15～19歳、20～24歳で大学進学・大卒後就職で転入が多い
- ③大卒就職者 地元残留率 1位東京の約2/3は進学時流入者
- ④世界的にも例の少ない東京一極集中 欧米・東アジア諸国に比べ首都圏人口／総人口の割合が突出し高い

◆地方創生の必要性～人口減少社会が経済社会に与える影響

- ・社会保障等の持続可能性が困難に（2015年：高齢者一人を2.28人で支える⇒2042年：1.48人へ）
- ・中山間地域等の活力低下し集落の維持が困難に
- ・東京圏は当面高齢者が急増（医療介護の確保、若者雇用者の東京圏への吸収）



地方の多くが衰退、いづれ日本全体も衰退 ⇒ 人口減少を克服し、地方創生、日本の創生を目指す！

◆ライフステージに応じた地方創生の充実～各基本目標の主なKPI（2020年目標）の進捗状況

①地域に仕事をつくる

- ・地方の若者雇用創出：5年で30万人 → 18.4万人創出（2016年度推計）
- ・女性（25～44歳）の就業率：77% → 69.5%（2013年） ⇒ 72.7%（2016年）

②地方への新しいひとの流れをつくる

- ・地方、東京圏の転出入均衡：東京への年間転入超過10万人（2013年） ⇒ 12万人（2016年）

③結婚、子育て希望実現

- ・第1子出産前後の女性継続就業率：55% → 38% (2013年) ⇒ 53.1% (2015年)
- ・週労働時間 60 時間以上雇用者割合：5%に低減 → 8.8% (2013年) ⇒ 7.7% (2016年)

④まちをつくる

- ・立地適正化計画作成市町村数：300 都市 (150 都市から変更)
→ 4 都市 (2016 年 9 月末) ⇒ 112 都市 (2017 年 7 月末)
- ・小さな拠点等の地域運営組織形成数：5 千団体 (3 千団体から変更)
→ 1656 団体 (2014 年) ⇒ 3071 団体 (2016 年)

目標越え！

◆30 年 2 月 6 日 「地域再生法の一部を改正する法律」提出 (内閣提出第 7 号)

- ・認定地域再生計画に基づくじぎょうに対する特別の措置として、
⇒企業の地域拠点強化を促進するための措置の拡充
⇒地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設
⇒商店街活性化促進事業の創設
⇒小さな拠点 (コンパクトビレッジ) の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充
- ・主な支援メニュー 地域再生計画と連動 (地域再生法に基づく施策)

※地域再生計画を策定し国の認定後、下記の支援が受けられる (八代市は H16.6 月～9 件が終了・実施中)

- ①地方創生推進交付金 (八代市では、DMO やつしろ関連事業にも交付している)
 - ②地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税 例：100 万円寄付で法人関係税の 60 万円の税が軽減)
 - ③地域再生支援利子補給金
 - ④企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
 - ⑤小さな拠点 (コンパクトビレッジ) 形成に係る手続きの特例
 - ⑥生涯活躍のまち形成に係る手続きの特例
 - ⑦農地等の転用の許可の特例
 - ⑧補助対象施設の転用手続きの一元化・迅速化の特例
- その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置

◆地域再生法の一部を改正する法律案の概要～H30.2.6 国会提出

- ①企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
→固定資産税等の不均一課税を行った場合、地方公共団体へ国から減収補填されるが、移転型事業に限り課税免除を行った場合も減収補填の対象になる いわゆる国のペナルティーを無くした
- ②地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設
- ③商店街活性化促進事業の創設 ⇒ 空き店舗等の活用による活性化
- ④小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例拡充 ⇒ 中山間地域等の雇用・生活サービス確保

◆地方における企業拠点の強化を促進する特例措置の延長、拡充 (平成 30 年度改正案) **延長・拡充**

地方拠点強化税制の拡充

1. 制度全体の拡充 東京からの本社機能移転 (移転型事業) 及び地方の本社機能拡充 (拡充型事業)
2. 支援対象施設の拡充

移転型事業の拡充

1. 支援対象外地域の見直し
2. 要件の緩和

地方交付税による減収補填措置の拡充

移転型事業について、現行の不均一課税に加え課税免除も減収補填措置の対象に追加

◆地域の経済、社会機能を担う商店街活性化に向けた支援パッケージ (案)

今回、矢上雅義衆議院議員のご厚意により国会視察及び、各種事業について国交省から直々にヒアリングを行った。地方創生、空き家対策、八代外港と八代市に直接的かつ間近に迫った課題で、今後の国の考え方や動向・方向性を知ることが出来たことは有意義だった。質疑では、八代市（地方）が直面している事柄を伝えることが出来たし、職員も机上とは違った視点・考えや思いに気付いて頂けたと思う。枝野氏、矢上氏にお会いし意見交換、要望では、課題を共有いただけたと思う。今後も国（国会議員）との繋がりを継続し、直接的に八代市の課題等を話し合えるよう努めたい。

改革・市民の会及び無所属 未来八代合同会派 行政視察所見

委員名【 野崎 伸也 】

- ◆視 察 日：平成30年2月14日（水）
- ◆視 察 先：東京都足立区
- ◆調査項目：足立区生活環境保全に関する条例（通称：ごみ屋敷対策事業）について

【条例制定に至った経緯】

東京都において足立区は、広範な面積と人口が多いことから、刑法犯認知件数ワースト上位が常態化し治安の悪い街とのイメージが世間に定着していた。10年前、近藤区長（女性）誕生し、マイナスイメージ払しょくを掲げ【ビューティフル・ウィンドウズ運動を開始。「美しいまちは安全なまち」をコンセプトに景観美化を治安対策につなげる取組みを展開。防犯パトロール・歩行喫煙禁止・自転車盗難防止・地域清掃活動・花いっぱい運動等々を実施、結果刑法犯罪認知件数は半減するなどの効果が確認された。経年後、新たな取り組みとして景観・衛生上の問題の一つだった「ごみ屋敷」対策の専門組織をH24年に立上げ、これまで各所管でバラバラに対応していた相談受付を一本化し、たらい回しをしないワンストップサービスを展開と共に根拠法令としてH25年1月に「足立区生活環境の保全に関する条例」を制定。

【これまでの対応と実績について】

相談を受けてから3日以内に現場確認を行う迅速な対応と、原因者（家主）が抱える問題に応じた行政機関・地域住民・NPO・企業等の様々な主体との横断的な連携により、ごみ屋敷の解消を一時的なものではなく「根本解決」に繋がれるように効果的な対策を図っている。

【今後の進め方について】

「ごみ屋敷」化の原因は認知症・精神疾患・生活困窮・孤立・セルフネグレクトなど様々である。その原因に目を向けず、ただ強制的にごみ屋敷を解消してもいずれまた再発する可能性が高く、根本解決にはつながらない。そのため担当課は原因者との「信頼関係構築」をもっとも重視し、本人が抱える問題に応じて介護・医療など他のサービスに継続的に繋がれるような「根本解決・再発防止」を目指した支援を図っている。

【足立区生活環境の保全に関する条例】H25年1月施行

目的：区内における土地・建築物の適切な利用や管理に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、区民の健康で安全な生活を確保します。

所有者等：土地又は建築物を所有、占有、又は管理する者。

調査、指導・勧告：適正管理が行われていない土地や建物等の所有者等を調査します。土地や建物等が近隣に被害を及ぼしていると認めたときは、指導・勧告を行います。

委託・支援：自ら状況改善出来ない場合、所有者等の了解の下、区がごみ処分を代行し、求償します。ごみ等撤去協力団体等へ一定の謝礼を支払います。

命令・公表・代執行：指導・勧告を行ったにもかかわらず改善されない悪質な場合、命令・公表を行います。正当な理由なく命令に従わない場合、代執行します。

【ごみ屋敷対策への相談受付及び解決累計件数（累計716：解決583）】

年度		ごみ屋敷	樹木	その他	計	空き地	空き家
24	受付	55	56	20	131	96	45
	解決	15	25	9	49	96	16
25	受付	18	50	34	102	115	50
	解決	29	57	28	114	111	42
26	受付	35	59	57	151	112	61
	解決	15	47	52	114	107	45
27	受付	41	83	24	148	115	69
	解決	26	76	23	125	112	60
28	受付	30	56	11	97	107	38
	解決	34	54	17	105	108	48
29	受付	29	57	1	87	116	33
	解決	22	48	6	76	111	35
累計	受付	208	361	147	716	661	296
	解決	141	307	135	583	645	246
率		67.8%	85.0%	91.8%	81.4%	97.6%	83.1%

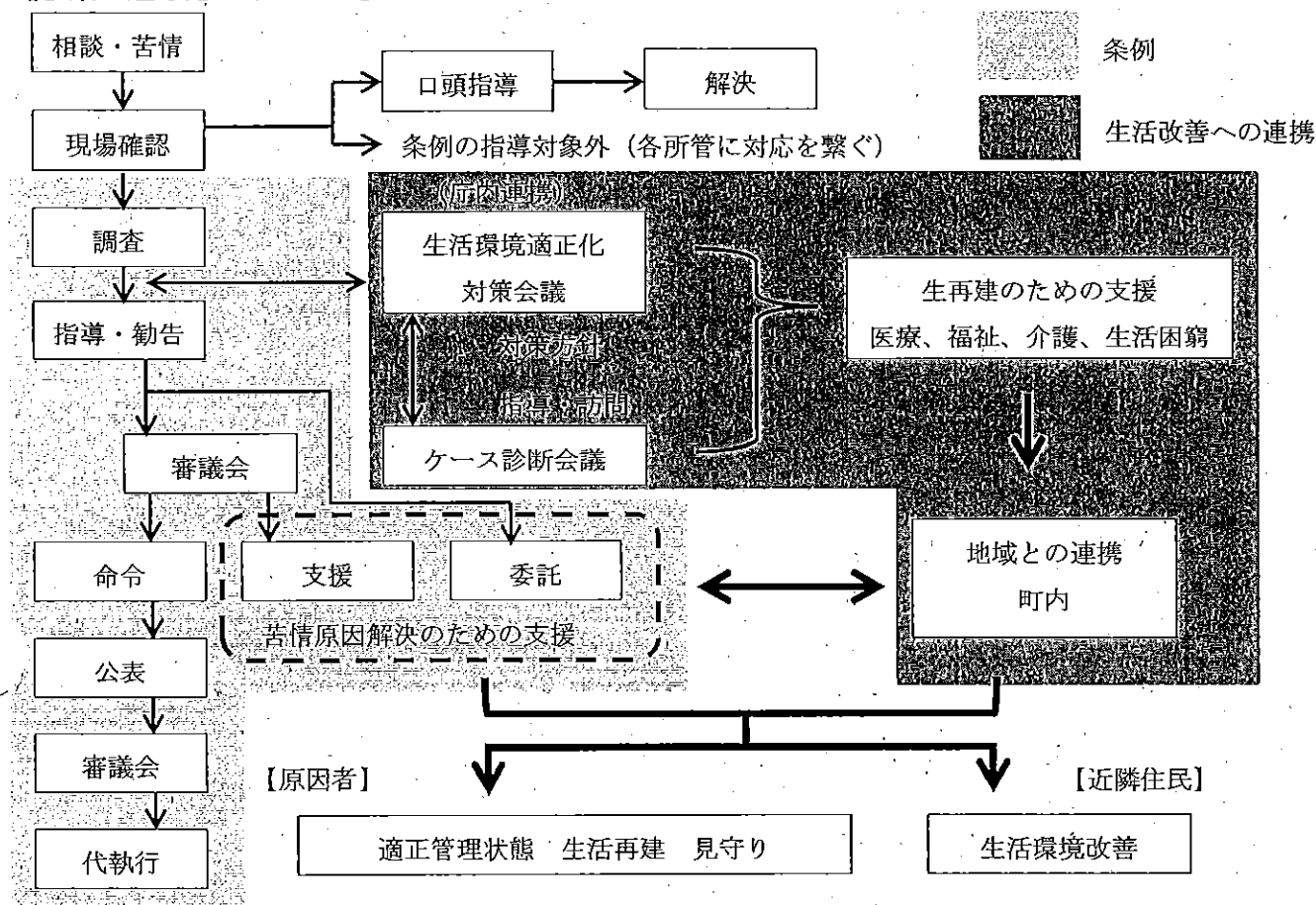
【対策状況 29年12月末日現在対策中133件】

	ごみ屋敷	樹木	その他	計		空き地
調査	3	4	0	7	調査	0
指導	61	50	11	122	指導	16
勧告	3	0	1	4	勧告	0
命令	0	0	0	0	命令	0
計	67	54	12	133	計	16

【支援等の実施状況（条例制定後累計）】

支援の実施	廃棄物処分+樹木伐採 1 件、樹木伐採 1 件	計 2 件	1,013,880 円
協力団体への謝礼	廃棄処分 3 件、樹木伐採 2 件、草刈 1 件	計 6 件	188,000 円

【事業の進め方：イメージ】



【参考】

□生活環境保全審議会委員構成

弁護士、医師、学識経験者、足立区長会・自治会連合会役員、足立区民生・児童委員協議会役員
まちづくり推進委員会役員、社会福祉協議会職員、区職員（6人）、計13名

□支援等

◆町会・自治会やNPO等が片付けに協力いただける場合（協力団体への謝礼金）

一人につき 半日：3,000円、1日：5,000円 1団体 5万円限度

◆区が支援（直接実施）を行う場合

○支援の種目：雑草の除去、樹木の剪定・伐採・処分、廃棄物の処分等

○支援の限度：1世帯につき1回を限度、1種目50万円限度、合計100万円限度

【所感】

八代市にもいわゆるごみ屋敷が少なからず存在している。近隣住民からの相談や苦情、一般市民からも景観美化を損なうとしての意見が寄せられている状況にある。足立区は全国でもごみ屋敷対策における先駆自治体であり、現在もその取り組み状況や内容はトップランナーであり続けている。説明・質疑に対応いただいた中で、「何のために区役所に入ったか？ 区民のために何かしたいとの思いがあったはず 出来ない事、理由を考えるよりどうしたら出来るかを考える」「ごみ屋敷対策は 高齢者福祉対策との考えで対応した方が良い」との言葉が印象に残った。

ごみ屋敷対策に対し個人資産への税金投入（行政執行）については、賛否があり、理由付けに悩ましい所と思い描いていたが、広範な意味合いでの福祉対策との見解には目から鱗だった。八代市のごみ屋敷対策が適切なものとなるよう、今回の視察資料等も踏まえ担当課との話しを進めて行きたい。

改革・市民の会（及び、「無所属 未来八代」）合同会派 行政視察所見

議員名【 堀 徹男 】

◆視 察 日：平成30年2月13日（火）

◆視 察 先：国会議事堂

◆調査項目：①「地方創生の最近の動向と今国会提出法案」

②衆議院予算委員会傍聴

③衆議院本会議傍聴

④「空き家支援対策事業」「八代港関連予算」

① 10:00～①衆議院総務調査室地方創生担当者よりヒアリング。地方創生の最近の動向のレク。最初に総括すれば『「アベノミクス」は地方に及んでいない』、ようである。まず人口推計や出生率、人口動向の資料の説明から東京圏への一極集中の課題へ。大学進学者の集中と大卒就職者の残留者が2/3と地方から東京圏へ（特に若者）集中している。これが地方の（若者の）活力を削いでいるということの検証確認。また外国人の集中も世界的に異例だということである。またKPI（2020年目標）の進捗状況では女性（25～44歳）の就業率を77%と設定している。2013年に69.5%、2016年に72.7%との結果であるという説明がある。そこで以下のように質問を行った。

Q：女性の就業率のサンプリング方法については？正規・非正規などの形態によっては正確な指標とはならないのでは？

A：（するとい指摘）後日調べて回答する。

Q：東京23区内の大学の定員増を抑制するという政策があるが、見解は？

A：別の法案でもよいと考える。（あまり良い評価ではないようだ）

Q：憲法が保障する学問と居住の自由の点からはどう感じますか？

A：視点が違うと感じている。地方に回す対策を（地方の充実）考える方が良い。

他に、中心商店街の空き店舗対策などについて説明あり。

本市取り組みへのフィードバックは？の問いには「総合計画等の点検をして質問、進捗を訊いてみると良いでしょう。」とのアドバイスを頂いた。

② 11:00～②衆議院予算委員会傍聴 テレビ中継でしか見たことのないもの。至近距離から本物の迫力には圧倒された。委員会での審議は少数での“対決”だけに緊迫感があった。

③ 13:00～③衆議院本会議傍聴 それにひきかえ、本会議での様子にはあきれた。発言者が三名あったが、もごもご話すもの、本題に遠いもの、歯切れのよいもの、と三者三

様であったが、その間、品のない野次ばかり飛ばす者もあれば、頻繁に席を立ったり出たり入ったり、前からは見えないと、思っていることだろうが、スマートフォンをいじり続ける者（上からは丸見えなのに。）……。これが我が国の最高立法府かと思うと残念でならない。NHKの国会中継も上から議員席を映して国民に見てもらおうと良いのだが……。という感想しかない。

- ④ 15:00～④「空き家支援対策事業」「八代港関連予算」国交省の担当官よりレクチャーを頂く。明日の調査が（通称）「ごみ屋敷対策」についてなのでタイミングが良かった。国交省によると住宅の全国戸数は6000万戸あり、そのうち5200万世帯が居住しているものと推計され、800万戸が空き家で、さらにそのうち320万戸が老朽危険家屋に相当する。「空家等対策の推進に関する特別措置法」※の施行で、国の関与は不要であり、市町村長の権限で処分が可能となっている。本市ではまだ運用の実績はない。税制優遇措置もあり、また社会資本整備総合交付金でも財政支援が行われる。本市でも活用を望みたい。

Q：※本法のポイントはどの点ですか？

A：私有財産の限界がある中、行政代執行など公権力の行使を明確にした点である。

Q：空き家の除却後「防災空地」として整備することも補助のメニューに入っているのか？

A：公共用として最低10年は（空地として）残してほしい。

続いて「クルーズ観光促進のための八代港の整備について」レク。

八代港へのクルーズ船の寄港回数は2017年の速報値で66隻で上位10港に位置している。同じ九州管内では1位の博多港が326隻、9位の佐世保港が84隻である。沖縄を除く九州管内では国際旅客船拠点形成港湾に佐世保に並び指定された。（国内6港指定）平成29年度～31年度に総事業費104億円（うち、港湾整備事業費82億円）で国際クルーズ拠点整備事業に取り組むことになっている。22万トン級（世界最大）が着岸できる岸壁（推進10m、延長330m（耐震））泊地、駐車場、旅客上屋を整備する。その後、平成32年から40年間という期間を船社に占有権を付与することになる。

Q：当面必要な浚渫予算の確保策はいかが？ A：取りたい。

Q：八代への経済効果は？

A：地元でお金が落ちる施策を考えてもらいたい。クルーズ船需要は伸びると見込んでいる。

◆視 察 日：平成30年2月14日（水）

◆視 察 先：東京都足立区

◆調査項目：足立区生活環境の保全に関する条例（通称：ごみ屋敷対策事業）について

1) 事業実施の経緯

2007年に現在の区長が就任。「割れ窓理論」を参考に、足立区のイメージアップのひとつとして着眼。10年に建設関連部を合併させ「都市建設部」に集約。「道路・建築監察P.T.」を設置した。7つの項目のうち、老朽危険家屋に対する提言、ごみ屋敷に対応する提言を受け、その二つの課題に適宜対応しながら、平成25年1月1日の「足立区生活環境の保全に関する条例」制定に至る。

2) 事業の概要・特色

「ごみ屋敷」対策の専門組織を平成24年4月に立ち上げ、各所管でばらばらに対応していた相談受付を一本化し、「たらい回しをしない」ワンストップサービスを展開した。

3) これまでの実績と事業の効果

相談を受けてから3日以内に現場確認を行う迅速な対応と原因者が抱える問題に応じた行政機関・地域住民・NPO・企業等のさまざまな主体との横断的な連携でごみ屋敷の解消を一時的なものではなく（原因者のほとんどが一定の病的性向にある）「根本解決」につながれるように、効果的な対策を図っている。

4) 市民の評価

現在は良好である。条例制定以前は、「条例がないと解決できないのか？」と言われていた。

5) 今後の（課題）進め方

「ごみ屋敷」化の原因は認知症・精神疾患・生活困窮・孤立・セルフネグレクトなど様々である。その原因に目を向けず、ただ強制的にごみ屋敷を解消しても、いずれまた再発する可能性が高く、根本解決にはつながらない。そこで原因者との信頼関係構築をもっとも重視し、本人が抱える問題に応じて介護・医療など他のサービスに継続的に繋がれるような「根本解決・再発防止」を目指した支援を図っている。

6) 質疑・応答

Q：全国でも前例のない条例制定には並々ならぬ苦労があったかと思う。「ごみの定義」、「空家」と「ごみ屋敷」の線引きが難しかったかと思うが、条例化にあたり、どのようなポイントがありますか？

A：“定義”から「ごみ」（廃掃法の定義する）を外した。近隣に“迷惑をかける”か“掛けないか”を『基準』とした。

Q：足立区お取り組みの特徴は？

A：条例で懲らしめる、だけではなくて“支援と委託”を取り入れた。“原因者に対する支援としてゴミだし支援、樹木剪定に50万円ずつの現金支援も行っている。道路管理者としてもごみ屋敷問題に関わっていたが、ここまで至に20年かかっている。5年に一度、代執行で片づけても2年で元通りになってしまう。精神病院へ入院させて治療を受けさせる。

Q：精神病院へ入院させるとは、かなりハードルが高いはずだが、条例にうたったのか？

A：条例の中には入れていないが、調査権を盛り込んだ。衛生部、福祉部も同行してもらい建設部だけでは対応しない。部を超えた連携を行っている。

Q：他部署との連携はうまくいったか？

A：当初、たいへんな事業を抱えることになるので、と環境部は反対した。

6) 所感

区長がやれ！といってもやらないものを、職員から提案し他部署との連携を勝ち取ったそうである。今の部署は今後も続くような仕組みとして庁内でも認知されてきた当初は解散の予定もあったが、高齢化も進み事案も増えている中で、トップ（区長）の決意は固いそうである。条例制定まで取り組んだ熱意ある担当者と、首長の決意。ごみ屋敷対策の先進地にはまたそれに相應しいキーマンが居る。ということ学んだ視察であった。

「地方議員研究会」受講所見

改革・市民の会

議員名【堀 徹男】

◆受講日：平成30年2月7日 10:00～16:30

◆研修先：京都市 メルパルク京都 地方議員研究会

◆研修内容：①議員が知っておくべき財政の話 基礎編1
②議員が知っておくべき財政の話 基礎編2

①基礎編1 10:00～12:30

今回の講師は大阪府寝屋川市役所で財政課長から財務部長、会計管理者を務められた財務畑の経験豊富な方である。現在は、(公財)保健福祉公社の事務局長。財政課長、財務部長経験者が語る「財政の質問のポイント」という案内のうたい文句に感心を持ち参加した。まず、「予算案提出までは行政内部の話であって、議会側には見えにくいものです、」との前置きがあり、開講。市職員として働いてきた経験と感想を交えながら、財政全般的な解説をポイントを押さえながらお話される。メニューとしては以降記すとおりである。

『・財政の基本的知識と用語の開説 ・歳入、歳出、科目別予算のあらまし ・役所の予算編成から決算まで(当初予算、補正予算、決算) ・事業の着眼点と事業の評価方法。』

これまで1期目の議員任期中も独学・自学・自習で勉強をしてきた。すでに理解済みの事例、独学故に真に理解できていないものに対する確認、未知の事例に対する新鮮な知識など各々に復習、学習になる。途中「財務部長経験者の閑話休題」として、行政にいた者の立場から、やんわりと議会・議員向けのメッセージがある。「もっとこうしたら議論がかみ合うのに」、「中途半端な追及は意図が不明になる」など、質問のやり方について、これまでのことについて反省を促されたところである。次に、「こう質問されたら、答えざるを得ない!」はポイントを説明。決算カードの見方では全国類似自治体との比較をすることが研究の一步であると指南。確かに比べるところからポイントが浮かんでくる。また、地方議員には知っておいてほしいこと、として地方財政や国の動きを、職員を味方に(提案型・攻撃型にしろ)味方に情報収集力を身に付けて頂きたいとのことであった。地方債については、臨時財政対策債※(②でも解説あり)の発行を抑えると計上収支は下がる、※は一般財源だから仕方無い、どちらかになるなどの解説がある。予算査定の着眼点で5項目挙げて頂いた。事業課に資料作成依頼を遠慮なくすること、その積算根拠を基に正しく査定をするなどの指摘がある。

②基礎編2 14:00~16:30

午後のメニューは以下のとおり。案内チラシのうたい文句であるそれぞれのタイトルがある。『・地方交付税制度の徹底解説・臨時財政対策債のクラクリと議会答弁の真実・市債と基準財政需要額の関係事例で解説・予算化されやすい予算要望とは?』はじめに職員の時に議員と接して大切だと感じたことは「市民目線」「現場主義」が大事であり「自分の金(ものさし)」“市民の貴重な税を1円たりとも無駄にしない”、ということを確認していたとのこと。当然であるが、それが難しかったそうである。議員の指摘で度々再認識をしていたとのこと。また、一般質問の内容を一般職員が知る機会は少なく、議員から良い提案があっても活きない、現場レベルの一般職員に聞かせるような質問を!現場が予算要求をしないと始まらないのです。また、予算化のプロセスを知ることによって事業を知り検証も行える。とのこと。提案したことが、予算化されなかった場合、「なぜ予算化されなかったのか?」途中の経過を聞くことも必要である。 地方財政計画の見方のレク。平成29年度当初予算をサンプルに解説。地方の要求額16.3兆円に対し国の歳出確保分は15.6兆円と7千億円不足していることを指摘。交付税特会を創設して調整しているなど勉強になった。平成30年度地方財政対策からは公共施設等の適正管理の推進に経費の増額があり、本市における事業について質問の材料となる。地方交付税の仕組みについては独学で勉強していたものが系統立てて説明を聞くことにより整理が出来た。「留保財源」の意味が理解できていなかったので(資料を探しても出てこない)その説明を頂いたときにはありがたかった。本命の臨時財政対策債については、かなり遠慮があったように感じられる。全国各地から議員が受講に来ているのだから、それぞれの自治体の財政担当への配慮もあったかに見える。しかし、「臨時財政対策債は交付税措置があるとはいえ、『借金』は借金です。」とのポイントは押さえておられた。一自治体の財政担当者の見解ではあるが、本来そのような認識であることには間違いはないだろう。地方債は建設事業にしか認められていないのに、臨財債は“モノ”が残らない(生活費に充てているようなもの)との見解であるまた「国庫補助金」は“名札付”で確実なもので、“交付税措置”は「無いよりはマシ」しかし、本当に入ってきているかはわからない!ともおっしゃっていた。独学で勉強していた見解と一致したので、ある意味「ほっとした」のであるが、臨時財政対策債の見解については功罪・是非の各論が存在している。さらに研究していきたい。 財政課題に対する質問は講師のいらした自治体議会の中でもほんの数名しかいなかったそうである。難しいので避ける傾向にある。地方交付税に関する質問は事前にしっかりと勉強しておいてほしいとのことであった。 これまでも自学で研究してきたところであるが、今回、整理しながら確認できたし、また新たな知識を学ぶことができた。非常に有意義な研修であった。一般質問をとおして本市の財政課題を軸に発展に寄与してまいりたい。